

四万十町教育委員会会議録（平成29年2月定例会）

1. 日 時 平成29年2月14日（火）9：00～12：32

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育委員長	谷脇健司						
教 育 委 員	大村和志	中屋建八	岡林雅子				
教 育 長	川上哲男						
事 務 局	教育次長	熊谷敏郎					
	生涯学習課	課長	辻本明文				
	学校教育課	課長	杉野雅彦	副課長	西谷典生		
	教育研究所	所長	岡澄子				

4. 傍聴者

1名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名（大村和志委員）

(4) 議題

- ①承認第 1号 専決処分の承認について（区域外就学申請の承認）
- ②議案第 1号 四万十公立保育所等準公金取扱要綱の制定について
- ③議案第 2号 平成29年度教育委員会関係当初予算案について
- ④議案第 3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）
- ⑤議案第 4号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）
- ⑥議案第 5号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●）
- ⑦議案第 6号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●）
- ⑧議案第 7号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●）
- ⑨議案第 8号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●）
- ⑩議案第 9号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●）
- ⑪議案第10号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●●）
- ⑫議案第11号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●）
- ⑬議案第12号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●）
- ⑭議案第13号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●）
- ⑮議案第14号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●）
- ⑯議案第15号 四万十町就学等教育支援委員会の委員の解任について
- ⑰議案第16号 四万十町奨学生審査委員会の委員の委嘱について
- ⑱議案第17号 四万十町社会体育施設条例の一部改正について

(5) 協議事項

- ①社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会評議員の推薦について
- ②四万十町教育研究所所長の選任について（選任要件）
- ③教育相談員の選任について（選任要件）
- ④教育支援センター指導員の選任について（選任要件）

(6) 報告事項

(7) その他

- ①総合教育会議について（日程調整）

6. 議 事

委員長： 議案第1号 四万十町立保育所等準公金取扱要綱の制定について、説明をお願いします。

（事務局より、四万十町立保育所等準公金取扱要綱の制定について、説明する。）

委員長： この件につきましてのご質問、ご意見を受けたいと思います。

委員： これは小中学校の時に定めたことと、どこか大きく違うところとかはありますか。

事務局： 大きく違うところは、所長等は町長の指定する者による指導及び検査を受けなければならないということです。

委員長： 他にご意見等はありませんか。

全委員： ありません。

委員長： それでは、お諮りをします。議案第1号 四万十町立保育所等準公金取扱要綱の制定については、承認でよろしいでしょうか。

全委員： はい。

委員長： 議案第1号 四万十町立保育所等準公金取扱要綱の制定については、承認をされました。

続きまして、議案第17号 四万十町社会体育施設条例の一部改正について、説明をお願いします。

（事務局より、四万十町社会体育施設条例の一部改正について、説明する。）

委員長： この件につきましてのご質問、ご意見を受けたいと思います。

委員： この改正を行うまでの間、地域の人などに不便をお掛けしたみたいなことはありませんか。

事務局： 学校施設開放という部分で対応しておりました。

委員長： 学校開放の料金設定と、社会体育施設に変わった場合の料金設定は同じですか。

事務局： 同じです。

委員： 閉校になった後は、教育委員会が管理しないといけないけれど、その間条例の一部改正ができていなかったのですね。

事務局： そういうことです。

四万十町立学校その他の教育施設使用料等徴収条例というのがございまして、その中で学校施設を利用させていたということになります。今回、提案しております条例の一部改正がなされるまでは、学校施設を利用させていたということです。料金につ

いては、窪川地区においては83ページにお示しをさせていただいております利用料金と同じでございます。

今回の一部改正については、学校施設を社会体育施設として位置付ける、それを既存の社会体育施設に加えて利用させてもよろしいかということで審議を賜りたいと思います。

教育長 : 一部改正が遅れたということに対しては、お詫びを申し上げることのみです。今後、そういった施設が出た場合には、速やかに手続きを進めたいと思いますので、よろしくお願い致します。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第17号 四万十町社会体育施設条例の一部改正については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第17号 四万十町社会体育施設条例の一部改正については、承認をされました。

ここで、小休とします。

(小休中)

委員長 : 再開します。

承認第1号 専決処分の承認について(区域外就学申請の承諾)、説明をお願いします。

(事務局より、専決処分の承認について(区域外就学申請の承諾)、説明する。)

委員長 : この件について、ご質問・意見はありませんか。

全委員 : ありません。

委員長 : それでは、お諮りをします。承認承認第1号 専決処分の承認について(区域外就学申請の承諾)は、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 承認第1号 専決処分の承認について(区域外就学申請の承諾)は、承認をされました。

続きまして、議案第2号 平成29年度教育委員会関係当初予算案について、説明をお願いします。

(事務局より、平成29年度教育委員会関係当初予算案について、説明する。)

委員長 : 生涯学習関係のご質問、ご意見を伺います。

委員 : 保育士の給料の低さを原因とする保育士不足というようなことが言われていますが、実際に働いている保育士の方の給料というのは、どのような現状であるというふうに行政側としては捉えていますか。見解で構わないので、現状の認識を教えてください。

事務局 : 町立の場合、保育士さんというのは一般職の職員と同等の給料表ですので、そんな低い給料ではないと思っています。それと、児協立保育所も同等に近い給料ではなからうかと思っていますので、そんなに低くはないと思っています。

それと、29年度から臨時の職員の給与については、勤務年数に応じて1日単価の

改定を行って、保育士の確保に努めていきたいということで、議会で承認をいただければ、金額は県下のトップレベルの日給9,000円という改定を予定しています。

委員：図書館で働いておられる方たちは、全員臨時、嘱託ですね。今後、正職員化していくということが必要ではないかと思っておりますが、そのあたりは。

事務局：図書館の職員についても専門性を有する部分もありますので、正職が必要というご意見をいただきました。今のところは臨時、嘱託ということで対応させていただいておりますが、図書館については整備等を含めて検討していくということでありますので、またその中で必要性等も検討してみたいと思います。

委員長：その他には、ございませんか。

委員：桜マラソンの参加料の7,000円を1万円、3,000円アップを予定していますが、参加人数はどの辺を期待しているのですか。

事務局：募集人数は大体1,600人を想定しています。

委員：1万円に上げた理由は、何ですか。

事務局：財政的に厳しいということと、町費を充当していくということに対して、町民の理解が得られるかどうかというようなこともありまして、参加者に一定ご負担をいただくという考えです。

委員：桜マラソンは第1回からの成り行き上、今、教育委員会の管轄ということでやられてる訳ですけれども、桜マラソンを実施することによる、この町への波及効果を期待して補助金を出してる訳ですね。波及効果を考えると、教育委員会ではなくて、商工観光課の管轄であるべきイベントではないかというふうに前から思っています。

今後、そのあたりのことは協議していく必要があるのではないかなと思います。

事務局：桜マラソンについては、ほとんどの参加者が町外であり、やはり観光といいたいでしょうか、そういう振興策ということもあって、多少上げて来ただけであろうということの判断です。観光的な意味合いがあるということで、ご意見を承っておきます。

現在のところは、生涯スポーツの一環ということで開催しているところです。10回ということになったら、いろいろとまた検討しなければなりませんので、意見は賜って、また何かの機会に協議してみたいと思います。

委員長：その他にはどうでしょうか。構いませんか。

それでは、学校教育の方、ご意見をお伺いしたいと思います。

委員：中学校の部活の楽器購入の件ですが、四万十町の場合は特に子どもの減少も著しいところもありますので、早いサイクルで部が衰退するとかいうことがあり得る地域ですよね。その時に、購入をした楽器をその後どうしていくかという仕組みを今のうちから考えた方がいいですね。

事務局：今回、購入するのは窪中の楽器が14です。それから、大正中は11購入したいという希望が来ております。委員さん言われているように、そんなこともこれから考えていかないといけないと思います。

委員：購入は賛成ですが、これ買ってどうするみたいなことが出てくると思うので、こうなったらこうしますみたいなことが、システムとして確立されていればいいですね。それと、やはりメンテナンスですね。使わなくてもメンテナンスをしながら貸し出したりとかできるように、長く使えるようなことも含めた仕組みをつくっておくということが、予算の有効活用だと思います。

教育長：後々の活用という点、貸し出しということも含めてできるのかということころは、また検討もしていきたいと思います。

- 委員 : 窪中ですが、指導者は1人でやっているのですか。例えば、地域の音楽できる人が来て、サポートをやってくれるということはないのですか。
- 教育長 : 教頭先生が裏方みたいなどころで見守ってあげておるといようなことにはなっております。地域の方が入ってというところには、今のところは窪川中学校はなっておりません。大正中学校は、ビッグバンド、ジャズというところで地域の方が入って、指導もいただいておりますというところなんです。
- 委員 : 地域の力を持っている人が自由に学校に入っていける、学校も地域の力を借るといことは大事なことです。話し合いながら是非やってもらいたいですね。
- 委員長 : ここで、小休とします。

(小休中)

- 委員長 : 再開します。
その他には、ご意見はありませんか。
- 委員 : 学力向上のところ、アクティブラーニングの研究等をしていくようなことも必要ではないかと思えます。現在の中学校2年生の大学受験からそれが入ってきますので、大学受験がどう変わるか、皆さんも当然ご存知だと思いますけど、それを考える時にはそこにも予算を割いていくような、本腰の入れ方というのも今後は必要だろうと思います。
- 委員長 : 他にはございませんか。よろしいですか。
- 全委員 : はい。
- 委員長 : それでは、お諮りをします。議案第2号 平成29年度教育委員会関係当初予算案については、承認でよろしいでしょうか。
- 全委員 : はい。
- 委員長 : 議案第2号 平成29年度教育委員会関係当初予算案については、承認をされました。
ここで、小休とします。

(小休中)

- 委員長 : 再開します。
議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)、説明をお願いします。

(事務局より、指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)、説明する。)

- 委員長 : この件につきましてのご質問、ご意見はありませんか。
- 全委員 : ありません。
- 委員長 : それでは、お諮りをします。議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)は、承認でよろしいでしょうか。
- 全委員 : はい。

委員長 : 議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)は、承認されました。

続きまして、議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)です。説明をお願いします。

(事務局より、指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)、説明する。)

委員長 : この件についてのご質問とご意見はありませんか。

委員 : 世帯状況の中に持病を記入することを要求してる訳ではないですよね。

事務局 : 要求していません。本人が書いています。

委員 : 書く必要はなかったのですね。

事務局 : はい。

委員長 : 他にはありませんか。

全委員 : ありません。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)は、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)は、承認をされました。

続きまして、議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●●)、説明をお願いします。

(事務局より、指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●●)、説明する。)

委員長 : この件についてのご意見、ご質問を受けたいと思います。ありませんか。

全委員 : ありません。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●●)は、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●●)は、承認をされました。

続きまして、議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●●)、説明をお願いします。

(事務局より、指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●●)、説明する。)

委員長 : この件についてのご意見、ご質問を受けたいと思います。ありませんか。

全委員 : ありません。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●●)は、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)は、承認をされました。

続きまして、議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)、説明をお願いします。

(事務局より、指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)、説明する。)

委員長 : この件についてのご意見、ご質問を受けたいと思います。ありませんか。

全委員 : ありません。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)は、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)は、承認をされました。

続きまして、議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)、説明をお願いします。

(事務局より、指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)、説明する。)

委員長 : この件についてのご意見、ご質問を受けたいと思います。ありませんか。

全委員 : ありません。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)は、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)は、承認をされました。

続きまして、議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)、説明をお願いします。

(事務局より、指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)、説明する。)

委員長 : この件についてのご意見、ご質問を受けたいと思います。ありませんか。

全委員 : ありません。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)は、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)は、承認をされました。

続きまして、議案第10号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●●●●●）、説明をお願いします。

（事務局より、指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●●●●●）、説明する。）

委員長：この件についてのご意見、ご質問を受けたいと思います。ありませんか。

委員：この子どもさん、去年もありましたね。うり坊や放課後子ども教室が終わった後、お母さんが帰っていない状態の中で帰られるんですよね。スクールバスは通っていますか。お母さん、●●へ行っていますよね。通学はどうしているのですか。

事務局：車での送迎となっています。おじいちゃん、おばあちゃんが●●でお店をしていて、多分、送迎はおじいちゃん、おばあちゃんがされているのではないかなと思います。

委員長：他にはありませんか。

全委員：ありません。

委員長：それでは、お諮りをします。議案第10号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●●●●●）は、承認よろしいでしょうか。

全委員：はい。

委員長：議案第10号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●●●●●）は、承認をされました。

続きまして、議案第11号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●●●●●）、説明をお願いします。

（事務局より、指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●●●●●）、説明する。）

委員長：この件についてのご意見、ご質問を受けたいと思います。ありませんか。

全委員：ありません。

委員長：それでは、お諮りをします。議案第11号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●●●●●）は、承認よろしいでしょうか。

全委員：はい。

委員長：議案第11号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●●●●●）は、承認をされました。

続きまして、議案第12号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●●●●●）、説明をお願いします。

（事務局より、指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●●●●●）、説明する。）

委員長：この件についてのご意見、ご質問を受けたいと思います。ありませんか。

委員：お母さんは、●●●●●●●●●●で●●まで通っているのですね。

事務局：●●です。

委員長：その他にはありませんか。

委員 : 確認ですが、お兄さんの校区外就学申請書は既に以前に出ている、3年間の申請が通っているということで構わない訳ですね。

事務局 : はい。

委員長 : 他にはありませんか。

全委員 : ありません。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第12号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)は、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第12号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)は、承認をされました。

続きまして、議案第13号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)、説明をお願いします。

(事務局より、指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)、説明する。)

委員長 : この件についてのご意見、ご質問を受けたいと思います。ありませんか。

全委員 : ありません。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第13号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)は、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第13号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)は、承認されました。

ここで、小休とします。

(小休中)

委員長 : 再開します。

続きまして、議案第14号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)、説明をお願いします。

(事務局より、指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)、説明する。)

委員長 : この件についてのご意見、ご質問を受けたいと思います。ありませんか。

全委員 : ありません。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第14号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)は、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第14号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)は、承認をされました。

続きまして、議案第15号 四万十町就学等教育支援委員会の委員の解任について、説明をお願いします。

(事務局より、四万十町就学等教育支援委員会の委員の解任について、説明する。)

委員長 : この件についてのご質問とご意見をお受けします。

委員 : 解任の後の後任は、あるのですか。解任のみですか。

事務局 : この方を解任した場合、ここは補欠を入れずに欠員のままとしたい思います。29年の4月から、また新たな方を選任したいというふうに考えております。

委員長 : その他にはありませんか。

全委員 : ありません。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第15号 四万十町就学等教育支援委員会の委員の解任については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第15号 四万十町就学等教育支援委員会の委員の解任については、承認をされました。

続きまして、議案第16号 四万十町奨学生審査委員会の委員の委嘱についてを議題としますが、この議案の中に私と教育研究所長の名前が入っていますので、2名退席をさせていただきます。進行は、委員長職務代理の大村委員にお願いしたいと思います。

審議をよろしくお願いします。

(退席：委員長、教育研究所長)

委員長職務代理 : それでは、委員長に代わりまして、この議案のみ私が進めさせていただきます。

議案第16号 四万十町奨学生審査委員会の委員の委嘱についてであります。四万十町奨学金貸付条例第16条の規定に基づく奨学生審査委員会の委員を下記のとおり、町長が委嘱することについて、委員会の皆さんのご意見を求めたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局より、四万十町奨学生審査委員会の委員の委嘱について、説明する。)

委員長職務代理 : ここで、小休とします。

(小休中)

委員長職務代理 : 再開します。

それでは、議案第16号 四万十町奨学生審査委員会の委員をこの5名の方に委嘱するという点については、承認でよろしいでしょうか、

全委員 : はい。

委員長職務代理 : 議案第16号 四万十町奨学生審査委員会の委員の委嘱については、承認されました。

(着席：委員長、教育研究所長)

委員長 : それでは、協議事項①社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会評議員の推薦について、説明をお願いします。

(事務局より、社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会評議員の推薦について、説明する。)

委員長 : 評議員の推薦をしないといけなということですが、どのようにいたしましょうか。委員5名の中から1人推薦ということですね。

事務局 : はい。

委員長 : 自薦、推薦等、いろいろあるかと思います。教育長は外さないといけないということです。

委員 : 岡林委員を推薦します。

委員長 : 岡林委員の推薦がありました、この件につきましてどうでしょうか。

委員 : 異議ありません。

委員 : 教育委員会で出さない駄目ですか。

事務局 : 今まで1名委員を出していたということもあり、今回それが法制化された部分で動いています。是非ともという意味合いが入っていると思います。

委員 : 無理して委員の中から出さないといけないのでしょうか。

委員 : 教育委員の中から出さないといけない理由は何なのか、教育委員の持っている学識、見識及び経験、こういったものがここに反映したいという意図があって教育委員の方から1名ということならば分かります。何を教育委員会に求められているのかというのを少し知らないといけないと思います。

事務局 : 補導センターも評議員の推薦依頼がきています。

委員 : 補導センターもいましたね。

事務局 : 評議員は相当数いますよね。

委員 : 20～30人いるのではないのでしょうか。農協とか各団体の人がたくさんいました。

事務局 : 教育委員会が受けないといけないというところは、お答えしにくいですが、要請があるので協議させていただいているところです。

教育長 : 協議された中で、推薦依頼が出てきておるとお思いますので、ご協力をいただけたらいいのではないかなとは思っています。

事務局 : パンフレットの中に評議員はというのがあり、例えば住民組織の代表者や民生委員、児童委員、福祉協力員と書いております。それを踏まえて教育委員会で1人、選んでくださいねという社協からの依頼となっております。

委員長 : 決まりとかではなくて、依頼ですよ。

教育長 : より多くの地域の皆様の声を社会福祉協議会事業に反映できるように、職域や団体等から広くご参画をいただきたいというところで、教育委員会の名前を連ねたのではないかと思います。

委員長 : 依頼ということで委員から1人ということですか。

推薦ということで、岡林委員の推薦がございましたが、どうでしょうか。

委員 : 異議ありません。

委員長 : 岡林委員、よろしくお願ひしたいとお思います。

追加で協議事項があるようですので、説明をお願いします。

(教育長より、①四万十町教育研究所所長の選任要件、②教育相談員の選任要件、③教育支援センター指導員の選任要件について、説明する。)

委員長 : この件につきまして、ご意見をお聞きしたいと思います。

委員 : 教育研究所のマネジメントのところですので、所長は、この要件で良いかなとは思っています。

教育相談員は、特に専門性が要求されている分野ですので、例えば児童心理学等の学識等が必要なところだと思います。そういう人材がなかなか難しい場合は、今後、教育委員会としてはオリジナルで、そういったプロフェッショナルを養成していくというような観点も必要だと思っています。現状では、そのジャンルにおける専門的な教育を受けた及び学識があるということ載せておくということが必要なのではないかなと思います。現在の要件では、解釈の仕方ですら誰でもなれる状態ですね。そこところは仕組みとしては、まずいかなと思います。特に、不登校や発達障害の子どもも絡んできますし、相当な知識がないと間違っただけを外した指導及び相談をしてしまう可能性があるのも、非常にデリケートなところですね。それを一つ間違えてしまうと精神的負のスパイラルに陥っていくということも分かっているジャンルですので、そこところは必要なんじゃないかと、私は思います。

教育長 : デリケートな事案も当然ありますので、そういうところの経験あるいは知識、そういうところを有している人を配置する必要があります。

一つは教員経験者等というところで、家庭、学校機関との関係もやりとりが出てきますので、そういう部分で教員経験者や相談、適応指導、学習指導等に必要な知識及び経験を有している方を充てています。

委員 : 例えば、こういう人みたいな言い方を盛り込みながら、四万十町のオリジナルで、そういう人を養成していく活動をする。あるいは、他の市町村とも連携しながら、そういう人を融通し合うシステムを作って、常にそういう人が入れるような形になるとか、そういった要請する、連絡してもらいやり方も必要ですね。

教育長 : 他の事例でいくと、臨床心理資格取得者又は取得見込み、小学校又は中学校教諭普通免許状所有者とか、その他指導員として職務を遂行する能力を有すると認められる者というようなことも書いているところもあります。

委員長 : 有資格のところもある訳ですね。

事務局 : これは教育長と事務局で協議をしましたが、本来であれば、資格要件を書き切りたいところですね。ただ、そういう人が現れなかったら、そこへ配置することできないので、望ましいという言葉を使っているのが本音でございます。

それで、いろいろと専門性のことを書き並べた方がいいのですが、そこを最低限、この言葉は入れとかないといけないことはないだろうかということをお話し合っ、今回はお示しさせていただきました。

それから、教育長からありましたように、教育相談員については去年、これをもって選任したということですので、これも尊重してそのまま載せています。

所長と指導員についてはなかったもので、何かそういう要件がないと委員会としても判断がつきにくいということで、新たに設定させていただきました。

それで、本当はもっときちんと書きたかったのですが、書き切れない事情もありますので、こういう含みのある表現にさせていただきました。当然、今後はもう少し詰めていけるようになったらいいなというふうに感じております。

委員長 : 現実問題として、資格を持った方はなかなかおいでにならないかも分からないですね。

委員 : 現実はそのような方がなかなかおいでにならないとか、おられても、なかなか知らないとかいうようなことだとは思いますが。なので、ここまでしか書けないというのは現状ですね。現状ではないので、今後オリジナルで育てていくとか、あるいは、どちらから来ていただくとかというふうな方向性が見える要件は入れていくべきではないかと思えます。

教育長 : 臨床心理士、社会福祉士とかいろいろな資格もあろうかと思えます。他の資格とかも含めて、検討してみたいと思えますが、どうでしょうか。

委員 : 具体的な、どの資格が要るかということ調べてみます。

教育長 : 臨床心理士、社会福祉士や他にも資格がたくさんあろうかと思えます。ただ、全部書き上げるといったら、なかなか厳しいところがあるかと思えます。今回、教育支援センターの指導員については、経験者等ということでどうでしょうか。ただ、臨床心理士の資格取得者又は取得の見込み者というところについて考えていったらいいと思えます。

委員 : 先程、事務局がおっしゃったように、含みのある形で入れておくというのは必要なことではないでしょうか。

委員長 : 書き切ると大変でしょうね。

事務局 : 指導員については、教員経験者等しか書いていません。この等の後に相談、適応指導、学習指導等に必要な知識及び経験を有した方を選ぶのが望ましいというところで読んでいただいて、詳しいところは、もう少し研究させていただいた方がいいと思えます。

教育長 : 臨床心理士、社会福祉士、他にもたくさんの資格があります。どういう資格が要るのかというところは研究し、今回はこういった形で選任の要件ということにさせていただいたらと思っております。

委員長 : そういったことでよろしいでしょうかね。

全委員 : はい。

委員長 : そしたら、それでお願いしたいと思います。来月、選任をしないといけないんですか。

教育長 : そうです。選任させていただいて、任命していただくように、今度お示しができればとは思っております。

委員長 : 分かりました。また、よろしくをお願いします。

協議事項はこれで終わりです。

ここで、小休とします。

(小休中)

委員長 : 再開します。

報告事項はありますか。

事務局 : ありません。

委員長 : その他の件は、何かありますか。

(教育長より、総合教育会議の日程等について報告があった。)

- 委員長 : その他、特にございませんか。
全委員 : ありません。
事務局 : ありません。
委員長 : これで、平成29年2月定例教育委員会を閉じます。

(閉会)

3月の定例委員会予定 平成29年3月7日(火)

委員長 : _____

署名人 : _____